

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第二章 所得税法の特例	第二章 所得税法の特例
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 不動産所得及び事業所得
第一款 税額控除及び減価償却の特例	第一款 税額控除及び減価償却の特例
	<u>第10条の2</u> ((高度省エネルギー増進設備等)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係 <u>第10条の5の2</u> ((特定中小事業者が経営改善設備)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係
第10条の5の4 ((給与等の支給額が増加した場合)の所得税額の特別控除)関係	第10条の5の4 ((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等)の所得税額の特別控除)関係
第11条((特定船舶)の特別償却)関係	第11条((特定設備等)の特別償却)関係
第10条((試験研究を行った場合)の所得税額の特別控除)関係	第10条((試験研究を行った場合)の所得税額の特別控除)関係
<u>(試験研究の意義)</u>	
<u>10-1 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明も含まれる。</u>	(新設)
<u>(試験研究に含まれないもの)</u>	
<u>10-2 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。</u> <u>(1) 人文科学及び社会科学に係る活動</u> <u>(2) リバースエンジニアリング(既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自己の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。)その他の単なる模倣を目的とする活動</u> <u>(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更</u>	(新設)

- (4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓
- (5) 単なる製品のデザインの考案
- (6) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
- (7) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
- (8) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
- (9) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
- (10) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
- (11) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
- (12) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- (13) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集
- (14) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動
- (15) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

(新たな役務の意義)

**10-3** 措置法第10条第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

**10-4** 個人が従前に提供している役務がある場合において、当該個人が提供する役務が措置法第10条第8項第1号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該個人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該個人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。

(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)

**10-5** サービス設計工程(措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。)の全てが行われるかどうかは、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てがその年に完了していない場合又はその年において試験研究が中止になった場合であっても、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研

(新たな役務の意義)

**10-1** 措置法第10条第7項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

**10-2** 個人が従前に提供している役務がある場合において、当該個人が提供する役務が措置法第10条第7項第1号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該個人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該個人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。

(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)

**10-3** サービス設計工程(措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。)の全てが行われるかどうかは、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てがその年に完了していない場合又はその年において試験研究が中止になった場合であっても、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研

究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該個人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

#### (試験研究費の額に含まれる人件費の額)

**10-6** 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費の額（以下第10条関係において「試験研究費の額」という。）に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第5条の3第7項第1号に規定する費用にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的な知識をもって措置法令第5条の3第6項に規定する試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

#### (試験研究の用に供する資産の減価償却費)

**10-7** 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

#### (試験研究用固定資産の除却損の額)

**10-8** 試験研究用固定資産の除却損の額のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費の額に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費の額に含まれる。

#### (試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

**10-9** 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」（10-11において「比較年」という。）及び同項第5号の2に規定する令和元年分（10-11において「令和元年分」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

#### (他の者から支払を受ける金額の範囲)

**10-10** 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額の計算上控除される同条第8項第1

究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該個人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

#### (試験研究費に含まれる人件費)

**10-4** 措置法第10条第7項第1号に規定する試験研究費（以下第10条関係において「試験研究費」という。）に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第5条の3第7項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的な知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

#### (試験研究の用に供する資産の減価償却費)

**10-5** 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

#### (試験研究用固定資産の除却損)

**10-6** 試験研究用固定資産の除却損のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費に含まれる。

#### (試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

**10-7** 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第7項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」（10-9において「比較年」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

#### (他の者から支払を受ける金額の範囲)

**10-8** 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する

号の「他の者……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 国等からその試験研究費の額に係る費用に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)の額
  - (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額
  - (3) 委託研究費の額
- (注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等の額は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

#### (試験研究費の額の統一的計算)

10-11 措置法第10条の規定の適用上、適用年(同条第8項第2号に規定する「適用年」をいう。)、比較年及び令和元年分の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

#### (中小事業者であるかどうかの判定)

10-12 個人が措置法第10条第4項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

また、措置法規則第5条の6第3項又は第11項の規定の適用上、個人が中小事業者に該当するかどうかの判定は、措置法令第5条の3第11項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。

#### (常時使用する従業員の範囲)

10-13 措置法令第5条の3第10項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等

「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)
  - (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額
  - (3) 委託研究費の額
- (注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

#### (試験研究費の額の統一的計算)

10-9 措置法第10条第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第7項第2号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に応じ適用されるものであるから、適用年(同号に規定する「適用年」をいう。)及び比較年の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(注) 措置法第10条第3項に規定する中小事業者が同条第4項の規定を適用する場合についても同様とする。

#### (中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10-10 個人が措置法第10条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

#### (常時使用する従業員の範囲)

10-11 措置法令第5条の3第9項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等

に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10-14 措置法令第5条の3第11項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-15までにおいて「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第10号に規定する新事業開拓事業者等（以下この項において「新事業開拓事業者等」という。）、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者（以下この項において「成果活用促進事業者」という。）、同項第5号若しくは第12号に規定する他の者（以下この項において「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下10-15までにおいて「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

10-15 個人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額のうち措置法規則第5条の6第24項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第10条第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

(調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-16 措置法令第5条の3第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうことに留意する。

に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10-12 措置法令第5条の3第10項第3号、第4号又は第8号から第11号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-13までにおいて「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第7項第7号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第10項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

10-13 個人が措置法令第5条の3第10項第11号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第20項に規定する知的財産権の使用料の額以外ののものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

(調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-14 措置法令第5条の3第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうことに留意する。

(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)

10-17 措置法規則第5条の6第17項「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の4の2第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共-2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の4の2第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(廃止)

(廃止)

(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)

10-15 措置法規則第5条の6第14項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の4の2第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共-2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の4の2第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2((高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-1 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設

(以下第10条の2関係において「取得等」という。)をした同項に規定する高度省エネルギー増進設備等(以下第10条の2関係において「高度省エネルギー増進設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該高度省エネルギー増進設備等は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の2-2 個人が、措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(高度省エネルギー増進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2-3 高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該高度省エネルギー増進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引きのあった高度省エネルギー増進設備等に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(廃止)

第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の3関係において「中小事業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する指定事業の用(以下第10条の3関係において「指定事業の用」という。)に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第3項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の3関係において「中小事業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第3項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

10の3-2 措置法令第5条の5第3項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の3-4 個人の営む事業が指定事業の用に係る事業（以下第10条の3関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注) 1 措置法令第5条の5第5項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。

(注) 2 措置法規則第5条の8第5項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693 駐車場業」、「中分類70 物品賃貸業」、「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」（旅行業を除く。）、「大分類O 教育、学習支援業」、「大分類P 医療、福祉」、「中分類87 協同組合（他に分類されないもの）」及

10の3-2 措置法令第5条の5第3項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに規定する機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の3-4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注) 1 措置法令第5条の5第4項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。

(注) 2 措置法規則第5条の8第5項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693 駐車場業」、「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」（旅行業を除く。）、「大分類O 教育、学習支援業」、「大分類P 医療、福祉」、「中分類87 協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類R サー



び「大分類R サービス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。

(廃止)

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-9 措置法第10条の3第3項の規定の適用を受けた特定機械装置等の対価の額について、特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

ビス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の3-9 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3の規定を適用する。

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-10 措置法第10条の3第3項の規定の適用を受けた特定機械装置等の対価の額について、特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の2 ((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の2-1 個人が措置法第10条の5の2第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する経営改善設備（以下第10条の5の2関係において「経営改善設備」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の2関係において「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した経営改善設備の取得価額)

10の5の2-2 措置法令第5条の6の2第2項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の5の2-3 個人の営む事業が措置法第10条の5の2第1項に規定する事業（以下第10条の5の2関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主た

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

10の5の3-3 削除

(取得価額の判定単位)

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

る事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(事業の判定)

10の5の2-4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)

10の5の2-5 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したも  
のとして措置法第10条の5の2の規定を適用する。

(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の2-6 個人が経営改善設備を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の  
年において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に  
供した年に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第10条の5の2第3項  
に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(ソフトウェアの改良費用)

10の5の3-3 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等  
に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加さ  
れた機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況に  
あるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10  
条の5の3の規定を適用する。

(取得価額の判定単位)

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額)

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の5の3-6 個人の営む事業が措置法第10条の5の3第1項に規定する指定事業の用に係る事業（以下第10条の5の3関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

(給与等の範囲)

10の5の4-2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで並びに第9号及び第10号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで及び第9号から第11号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下第10条の5の4関係において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額)

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の5の3-6 個人の営む事業が措置法第10条の5の3第1項に規定する事業の用に係る事業（以下第10条の5の3関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

第10条の5の4（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除）関係

(給与等の範囲)

10の5の4-2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第3項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4-4 措置法第10条の5の4第3項第3号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(廃 止)

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで並びに第9号及び第10号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

(廃 止)

(2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の4-4において「給与負担金の額」という。）

(新 設)

(出向先法人等が支出する給与負担金)

10の5の4-4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(国内資産の内外判定)

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第3項第7号に規定する国内資産に該当するかどうかは、その資産を個人の事業の用に供する場所の所在地が国内にあるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる令第6条第8号に掲げる無形固定資産の事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の6-3 措置法第10条の6第5項第1号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する

「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

(1) その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの(以下第10条の6

に定める場所による。

(1) 鉱業権、租鉱権又は採石権(これらの権利に類する権利を含む。) その権利に係る  
鉱区又は採石場の所在地

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権(これらの権利を利用する権  
利を含む。) 又は営業権 これらの権利が使用されている場所

(3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在地

(注) 一の資産について、国内事業の用及び国外事業の用のいずれの用にも供されてい  
る場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

(国内資産の判定時期)

10の5の4-7 措置法第10条の5の4第3項7号の国内資産に該当するかどうかの判定  
は、適用年の12月31日の現況により行うのであるが、個人の有する資産が同日において当  
該個人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内における当該個人の事業  
の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意す  
る。

(資本的支出)

10の5の4-8 個人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合における当該資本  
的支出に係る金額は、措置法第10条の5の4第3項第7号に規定する国内設備投資額に含  
まれるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した国内資産の取得価額)

10の5の4-9 個人の有する国内資産のうち法第42条第1項の規定の適用を受ける同  
項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助  
金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものがある場合における措置法第10条  
の5の4第3項第7号の「国内資産(……)」で当該適用年の12月31日において有するもの  
の取得価額」は、令第90条各号の規定にかかわらず、その国内資産の実際の取得価額によ  
るものとする。

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(新 設)

関係において「補助金等」という。)の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が雇用者の人数、給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

#### (雇用安定助成金額の範囲)

10の6-4 措置法第10条の6第5項第1号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。 (新 設)

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額  
(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

#### (国内資産の内外判定)

10の6-5 措置法第10条の6第5項第2号イに規定する国内資産（以下第10条の6関係において「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が個人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる令第6条第8号に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。 (新 設)

- (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下この項において「採石権等」という。）を含む。） 鉱業権に係る鉱区（租鉱権にあつてはこれに係る租鉱区、採石権等にあつてはこれらに係る採石場）の所在する場所  
(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所  
(3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所  
(注) 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

#### (国内資産の判定時期)

10の6-6 国内資産に該当するかどうかの判定は、適用年の12月31日の現況により行うのであるが、個人の有する資産が同日において当該個人の事業の用に供されていない場合であつても、その後国内における当該個人の事業の用に供されることが見込まれるときに (新 設)

は、当該資産は国内資産に該当することに留意する。

(資本的支出)

10の6-7 個人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合における当該資本的支出に係る金額は、措置法第10条の6第5項第2号イに掲げる金額に含まれるものとする。 (新 設)

(国庫補助金等をもって取得等した国内資産の取得価額)

10の6-8 個人の有する国内資産のうち法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものがある場合における措置法第10条の6第5項第2号イの「国内資産……で当該対象年の12月31日において有するものの取得価額」は、令第90条各号の規定にかかわらず、その国内資産の実際の取得価額によるものとする。 (新 設)

第11条(特定船舶の特別償却)関係

(廃 止)

(廃 止)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い)

11-1 措置法第11条第1項の規定を受けている特定船舶を有していた者が、当該特定船舶を事業の用に供した年又はその翌年に死亡した場合において、同項の規定により当該特定船舶の償却費として必要経費に算入した金額が同項に規定する合計償却限度額に満たないときは、その事業を相続(包括遺贈を含む。)により承継した相続人(包括受遺者を含む。)が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たない金額については、同条第2項の規定に準じて、当該死亡した者がその事業の用に供した年及びその翌年(青色申告書を提出する年に限る。)にお

第11条(特定設備等の特別償却)関係

[共通事項]

(特別償却の対象となる特定設備等)

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等(以下11-4までにおいて「特定設備等」という。)が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。  
(1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。  
(2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第6項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い)

11-2 措置法第11条第1項の規定を受けている特定設備等を有していた者が、当該特定設備等を事業の用に供した年又はその翌年に死亡した場合において、同項の規定により当該特定設備等の償却費として必要経費に算入した金額が同項に規定する合計償却限度額に満たないときは、その事業を相続(包括遺贈を含む。)により承継した相続人(包括受遺者を含む。)が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たない金額については、同条第2項の規定に準じて、当該死亡した者がその事業の用に供した年及びその翌年(青色申告書を提出する年に限る。)

る当該相続人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

(償却不足額の処理についての留意事項)

**11-2** 措置法第11条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた特定船舶を引続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

(廃止)

(廃止)

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

**11-3** 措置法令第5条の8第1項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業(以下この項において「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

第11条の2((被災代替資産等の特別償却))関係

(床面積の意義)

**11の2-2** 措置法令第6条第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

**11の2-9** **11-1** 及び **11-2** の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属す

における当該相続人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

(償却不足額の処理についての留意事項)

**11-3** 措置法第11条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた特定設備等を引続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

**11-4** 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

[海洋運輸業の意義]

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

**11-5** 措置法令第5条の8第3項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

第11条の2((被災代替資産等の特別償却))関係

(床面積の意義)

**11の2-2** 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

**11の2-9** **11-2** 及び **11-3** の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属す



る年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

#### 第11条の3((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-2 11-1及び11-2の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者」と読み替えるものとする。

#### 第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項各号に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第3項、第6項若しくは第8項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第14項、第16項、第18項又は第20項に規定する設備についても、同様とする。

(適用対象地区が重複する場合の選択適用)

12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等(以下第12条関係において「工業用機械等」という。)を取得(製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。)して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したのものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等(以下第12条関係において「産業振興機械等」という。)の取得等(同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。)をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

る年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

#### 第11条の3((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-2 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者」と読み替えるものとする。

#### 第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第4号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項、第9項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第15項、第17項、第19項又は第21項に規定する設備についても、同様とする。

(適用対象地区が重複する場合の選択適用)

12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等(以下第12条関係において「工業用機械等」という。)を取得(製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。)して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したのものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等(以下第12条関係において「産業振興機械等」という。)の取得等(同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。)をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は同項第2号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第1号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は同項第2号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の3第2項第1号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(注) 同表の第4号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第21項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第21項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第12条第1項又は第3項の規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項及び第7項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
  - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(開発研究の意義)

12-8の2 措置法令第6条の3第4項第1号イに規定する開発研究(以下第12条関係において「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)

12-8の3 措置法令第6条の3第4項第1号イの「専ら開発研究……の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

(委託研究先への資産の貸与)

12-8の4 個人が、その取得をした措置法第12条第1項の表の第1号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項、第8項及び第10項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
  - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(開発研究の意義)

12-8の2 措置法令第6条の3第7項第1号イに規定する開発研究(以下第12条関係において「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)

12-8の3 措置法令第6条の3第7項第1号イに規定する「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

(委託研究先への資産の貸与)

12-8の4 個人が、その取得をした措置法第12条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号の第3欄に掲げる建物の附属設備はこれらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られ、同条第3項に規定する建物の附属設備は当該建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか等の判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号イ若しくは同項第2号に規定する一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第1号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第2号の第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

(廃止)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第21項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

12-14 個人が措置法第12条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

**12-14** 11-1 及び 11-2 の取扱いは、措置法第12条第2項の規定を適用する場合について準用する。

#### 第12条の2（医療用機器等の特別償却）関係

（被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項）

**12の2-5** 11-1 及び 11-2 の取扱いは、措置法第12条の2第4項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「青色申告書を提出する者で医療保健業を営むもの」と読み替えるものとする。

#### 第41条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（家屋の取得対価の額の範囲）

**41-24** 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
  - (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第30項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
  - (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額
- （注） 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

#### 第41条の19の4（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

**41の19の4-4** 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
  - (2) 法第92条の規定による配当控除
  - (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- （廃止）

**12-15** 11-2 及び 11-3 の取扱いは、措置法第12条第2項の規定を適用する場合について準用する。

#### 第12条の2（医療用機器等の特別償却）関係

（被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項）

**12の2-5** 11-2 及び 11-3 の取扱いは、措置法第12条の2第4項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「青色申告書を提出する者で医療保健業を営むもの」と読み替えるものとする。

#### 第41条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（家屋の取得対価の額の範囲）

**41-24** 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
  - (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第29項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
  - (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額
- （注） 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

#### 第41条の19の4（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

**41の19の4-4** 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除

- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した  
場合の所得税額の特別控除
- (廃 止)
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特  
別控除
- (10) 措置法10条の5の4の2の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法  
第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得  
税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の  
特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の  
所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別  
控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特  
別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所  
得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別  
控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税  
の額の軽減又は免除
- (19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特  
別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用  
機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した  
場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合  
の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の  
所得税額の特別控除
- (12) 措置法10条の5の4の2の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取  
得した場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法  
第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得  
税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (14) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の  
特別控除
- (15) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の  
所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別  
控除
- (17) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特  
別控除
- (18) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所  
得税額の特別控除
- (19) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別  
控除
- (20) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税  
の額の軽減又は免除
- (21) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (22) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

附 則

(経過の取扱い)

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）（以下「改正法等」という。）による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則（改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。）の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(新 設)